

# 業務及び財産の状況に関する説明書

平成 30 年 3 月期

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用等により公表するために作成したものです。



SBI ジャパンネクスト証券株式会社

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

SBI ジャパンネクスト証券株式会社

### 2. 登録年月日（登録番号）

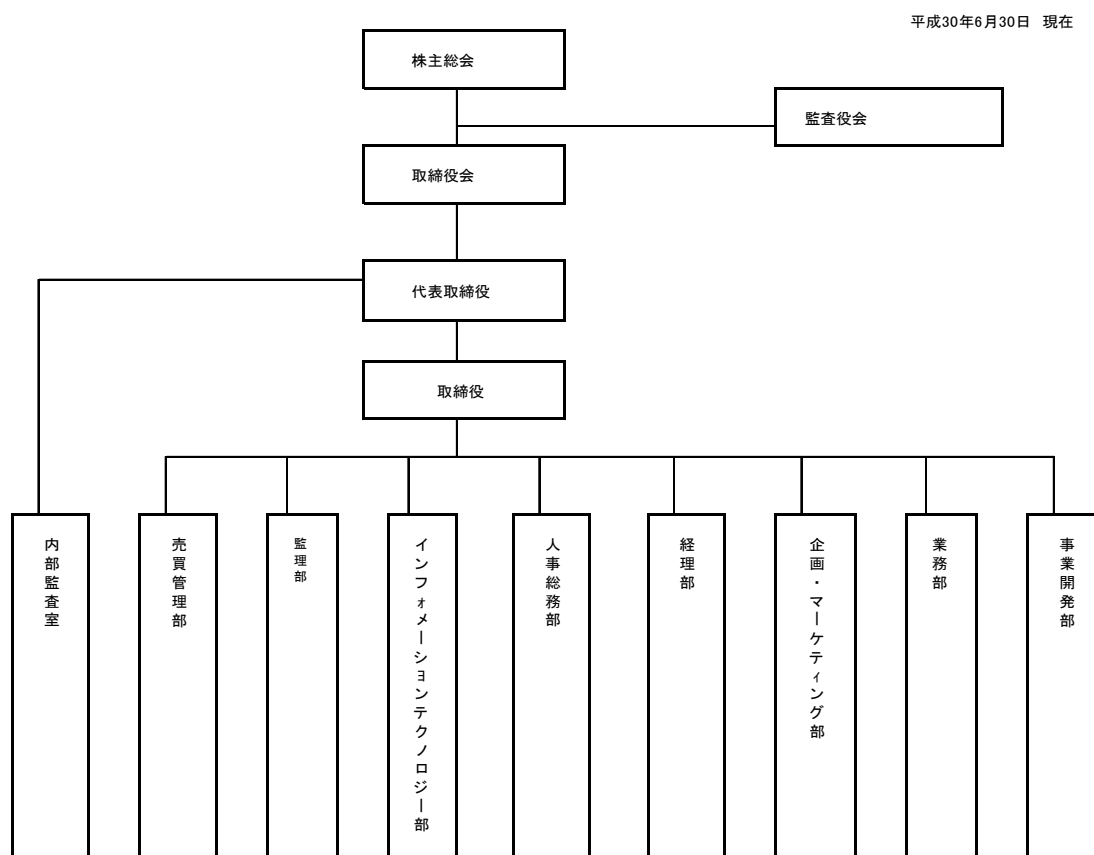
平成 19 年 9 月 30 日（関東財務局長（金商）第 45 号）

### 3. 沿革及び経営の組織

#### (1) 会社の沿革

平成 18 年 11 月	SBI ホールディングス株式会社の 100%出資（資本金 3 億円）により SBI ジャパンネクスト証券準備株式会社として設立
平成 18 年 11 月	基幹システムであるマッチング・エンジンに関して、Atos Euronext Market Solutions SAS(現 NYSE Euronext Technology SAS)(本社：フランス)と Managed Service Agreement 契約を締結
平成 19 年 3 月	ゴールドマン・サックス・グループの 50%資本参加が決定し、The Goldman Sachs Group, Inc. が当社株式の 50%を SBI ホールディングス株式会社より取得
平成 19 年 3 月	関東財務局における証券業登録が完了し、社名を SBI ジャパンネクスト証券株式会社に変更。併せて、日本投資者保護基金へ加入
平成 19 年 6 月	私設取引システム（PTS）運營業務に係る認可取得
平成 19 年 8 月	私設取引システム運營業務の開始
平成 20 年 10 月	PTS 取引時間を昼間に拡大し、デイトタイム・セッションを開始
平成 22 年 7 月	株式会社日本証券クリアリング機構による債務引受の開始
平成 23 年 9 月	基幹システムであるマッチング・エンジンに関して NASDAQ OMX 社 X-stream に変更
平成 24 年 6 月	オンライン証券等を経由した幅広い投資家の利用拡大を推進することを目的とした X-Market の運営開始
平成 24 年 10 月	公開買付規制のいわゆる 5%ルール適用除外
平成 25 年 2 月	1 日の売買代金として初めて 1,000 億円超を達成
平成 25 年 4 月	月間合計の売買代金が初めて 2 兆円超を達成
平成 26 年 10 月	市場デリバティブ取引の委託の取次業務を開始
平成 27 年 3 月	株式市場のマイクロ構造の分析に基づき、既存の PTS 市場とは異なる呼び値を採用した第 3 市場 U-Market の運営開始
平成 28 年 7 月	バーチュ・ファイナンシャル・グループが当社株式の 34%を取得
平成 29 年 4 月	日本国債の PTS 運營業務に係る認可取得

(2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合（平成 30 年 6 月 30 日現在）

氏名又は名称	保有株式数	割合
SBIホールディングス株式会社	37,183株	42.82%
Virtu Japan PTS Holdings LLC	29,124株	33.54%
The Goldman Sachs Group, Inc.	8,673株	9.98%
SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	5,171株	5.95%
楽天証券株式会社	2,000株	2.30%
STATE STREET CLIENT OMNBS A/C OM44	1,736株	1.99%
合同会社メリルリンチジャパンファイナンス	1,736株	1.99%
メリルリンチ日本証券株式会社	687株	0.79%
Virtu Financial Singapore Pte. Ltd.	520株	0.59%
計 9 名	86,830株	100.00%

5. 役員の名（平成 30 年 6 月 30 日現在）

役職名	氏 名
代表取締役	チャン・ソク・チョン
取締役	山田 正勝
取締役	北尾 吉孝
社外取締役	ダグラス・A・シファー
社外取締役	山崎 博志
社外取締役	中西 健太郎
社外監査役	小竹 正信
社外監査役	山口 財申
監査役	曾我部 昌臣

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名

氏 名	役 職 名
正田 宏樹	執行役員 CCO 内部管理統括責任者

7. 業務の種別

(1) 第一種金融商品取引業

- ・ 金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務
- ・ 同法第 28 条第 1 項第 4 号に掲げる業務
- ・ 有価証券等管理業務

(2) 届出業務

- ・ 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成または販売を行う業務及び計算受託業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	東京都港区六本木三丁目 1 番 1 号
オペレーションセンター	東京都江東区豊洲六丁目 2 番 15 号

9. 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会

10. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

11. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当ありません。

12. 苦情処理および紛争解決の体制

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

当年度のわが国経済は、全体として緩やかな回復基調が続き、堅調な動きでした。

企業部門で生産が増加し、家計部門も緩やかに回復しました。また、外需は増加基調であることに加え、企業収益の改善により、設備投資は増加基調でした。結果として、当年度の名目 GDP は 1% 代半ばの伸びを確保した模様です。

一方、海外の動向を見てみると、アメリカ経済においては、家計部門では順調な拡大が持続し、また企業部門では生産や輸出の回復が持続し 2017 年第 4 四半期の実質 GDP 成長率は 2.9% と、今後の利上げのペースが気になるものの、堅調に推移しました。欧州経済は、引き続き英国の EU 離脱後の不透明感は拭えないものの、堅調な輸出および底堅い個人消費の回復を背景に、堅調な景気回復が持続しました。中国経済は、政府による環境規制や金融監督の強化により、緩やかな減速局面に入ったと考えられるものの、大方の想定より堅調に推移しました。

そのような環境の下、先行して高値更新を続けた米国市場に続き、わが国の株式市場も秋以降、バブル崩壊後の高値を更新しました（1/23 終値 24,124.15 円）。2 月には米国株式市場の調整から一時大幅下落する局面もありましたが、平成 30 年 3 月末の日経平均株価は 21,454.30 円であり、平成 29 年 3 月末と比較して 13% 上昇しております。

このような市場環境のもと、当年度における当社 PTS（私設取引システム）の売買代金合計は 24 兆 4,428 億円（前年比 16.6% 増）、一日当たり平均売買代金は 999 億円となりました。また、取引参加証券会社数は、継続的な増加を示しており、当年度末時点では 31 社となっております。

上記の要因から、当年度の営業収益（純売上高）は、29 億 8,608 万円（同 14.6% 増）となりました。一方、販売費・一般管理費は、20 億 9,981 万円（同 14.7% 増）となりました。

この結果、当年度の営業利益は 8 億 8,627 万円（同 14.2% 増）、経常利益は 8 億 8,172 万円（同 9.5% 増）、当期純利益は 6 億 7,376 万円（同 0.9% 増）となりました。

## 2. 業務の状況を示す指標

### (1) 経営成績等の推移

(単位：千円、株)

	第10期 平成28年3月期	第11期 平成29年3月期	第12期 平成30年3月期
営業収益	3,453,820	2,605,983	2,986,087
(受入手数料)	1,978,772	1,928,916	2,234,416
((委託手数料))	1,978,772	1,928,916	2,234,416
((その他の受入手数料))	-	-	-
(トレーディング損益)	-	-	-
純営業収益	3,453,820	2,605,983	2,986,087
営業利益	1,413,172	775,963	886,278
経常利益	1,410,890	805,223	881,723
当期純利益	1,225,769	667,934	673,764
資本金	1,400,000	1,400,000	1,400,000
発行済株式総数	86,830	86,830	86,830

### (2) 有価証券引受・売買等の状況

#### ① 株券の売買高の推移

(単位：百万円)

	第10期 平成28年3月期	第11期 平成29年3月期	第12期 平成30年3月期
自己	-	-	-
委託	23,286,546	19,531,777	23,125,476
計	23,286,546	19,531,777	23,125,476

### (3) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円、%)

	第10期 平成28年3月期	第11期 平成29年3月期	第12期 平成30年3月期
固定化されていない自己資本 (A)	3,878	4,520	4,579
リスク相当額 (B)	629	470	562
市場リスク相当額	4	17	6
取引先リスク相当額	102	77	100
基礎的リスク相当額	522	375	454
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100	616.5	959.7	814.4

(4) 使用人の総数及び外務員の総数

	第10期 平成28年3月期	第11期 平成29年3月期	第12期 平成30年3月期
使用人	36人	65人	63人
(うち外務員)	8人	15人	13人



### Ⅲ. 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第11期	第12期	科 目	第11期	第12期
	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)		(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,846,182</b>	<b>5,173,529</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>229,412</b>	<b>448,541</b>
現金・預金	4,246,499	4,607,032	未払金	113,126	299,827
預託金	1,000	1,000	未払費用	85,150	55,369
前払費用	15,945	63,586	預り金	421	527
未収入金	169	12,420	未払法人税等	30,714	92,817
未収消費税	112,059	44,100	<b>固 定 負 債</b>	<b>80,247</b>	<b>82,288</b>
未収収益	294,256	331,112	繰延税金負債	9,918	11,758
繰延税金資産	176,253	114,276	資産除去債務	70,329	70,530
			<b>特別法上の準備金</b>	<b>29,655</b>	<b>47,371</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>690,653</b>	<b>1,275,955</b>	金融商品取引責任準備金	29,655	47,371
有形固定資産	511,792	1,015,570	<b>負債合計</b>	<b>339,316</b>	<b>578,201</b>
建物	148,810	137,914	<b>(純資産の部)</b>		
器具・備品	362,982	877,656	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,197,519</b>	<b>5,871,283</b>
無形固定資産	44,567	126,494	資本金	1,400,000	1,400,000
ソフトウェア	44,567	126,494	利益剰余金	3,797,519	4,471,283
投資その他の資産	134,293	133,891	利益準備金	21,360	21,360
長期差入保証金	134,293	133,891	その他利益剰余金	3,776,159	4,449,923
			繰越利益剰余金	3,776,159	4,449,923
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,536,836</b>	<b>6,449,485</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,197,519</b>	<b>5,871,283</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,536,836</b>	<b>6,449,485</b>

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第11期	第12期
	〔平成28年4月1日 平成29年3月31日〕	〔平成29年4月1日 平成30年3月31日〕
営 業 収 益	<b>2,605,983</b>	<b>2,986,087</b>
受 入 手 数 料	1,928,916	2,234,416
そ の 他 の 営 業 収 益	677,066	751,671
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	<b>1,830,019</b>	<b>2,099,809</b>
取 引 関 係 費	368,502	430,690
人 件 費	757,671	819,784
不 動 産 関 係 費	442,996	521,836
事 務 費	7,165	6,263
減 価 償 却 費	127,610	188,228
租 税 公 課	31,932	35,475
そ の 他 の 販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	94,140	97,530
営 業 利 益	<b>775,963</b>	<b>886,278</b>
営 業 外 収 益	29,260	603
営 業 外 費 用	-	5,158
経 常 利 益	<b>805,223</b>	<b>881,723</b>
特 別 損 失	<b>11,929</b>	<b>17,715</b>
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	11,929	17,715
税 引 前 当 期 純 利 益	<b>793,294</b>	<b>864,007</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102,820	126,427
法 人 税 等 調 整 額	22,540	63,816
当 期 純 利 益	<b>667,934</b>	<b>673,764</b>

## (3) 株主資本等変動計算書

第11期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		
		繰越利益剰余金			
平成28年3月31日残高	1,400,000	21,360	3,108,225	4,529,585	4,529,585
当期変動額					
当期純利益			667,934	667,934	667,934
当期変動額合計			667,934	667,934	667,934
平成29年3月31日残高	1,400,000	21,360	3,776,159	5,197,519	5,197,519

第12期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		
		繰越利益剰余金			
平成29年3月31日残高	1,400,000	21,360	3,776,159	5,197,519	5,197,519
当期変動額					
当期純利益			673,764	673,764	673,764
当期変動額合計			673,764	673,764	673,764
平成30年3月31日残高	1,400,000	21,360	4,449,923	5,871,283	5,871,283

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

項目	第 11 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 3～15 年 器具・備品 3～15 年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。但し、ライセンス契約で使用期間が定められているときは、当該契約に規定されたライセンスの有効期間に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
2. 準備金の計上基準	<p>金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 175 条に定める算定方法により計上しております。</p>	同左
3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、貸借対照表日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>

【貸借対照表に関する注記】

	第 11 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
1. 資産に係る減価償却累計額		
有形固定資産	298,461 千円	443,665 千円
2. 偶発債務		

<p>株式会社日本証券クリアリング機構（以下、「クリアリング機構」という。）と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行、または不履行の恐れが生じたことに起因して、クリアリング機構に生じた損失に対して、債務不履行が発生した時点における当社の損失補償限度額と他市場等損失補償限度額の比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当社の当事業年度末における損失補償限度額は 368,073 千円であります。</p> <p>3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <p style="padding-left: 40px;">短期金銭債務                      298 千円</p> <p>4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は以下のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">金融商品取引責任準備金</p> <p style="padding-left: 80px;">金融商品取引法第 46 条の 5</p>	<p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <p style="padding-left: 40px;">短期金銭債務                      299 千円</p> <p>4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
--	---

【損益計算書に関する注記】

第 11 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
関係会社との取引高 営業取引による取引高 販売費及び一般管理費                      3,361 千円	関係会社との取引高 営業取引による取引高 販売費及び一般管理費                      4,475 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

第 11 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式                                      86,830 株  2. 剰余金の配当に関する事項 配当金支払額 該当事項はありません。  基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効 力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。	1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 同左  2. 剰余金の配当に関する事項 同左

2. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる会計監査を受け、同監査法人より適正意見の監査報告書を受領しております。

#### IV. 管理の状況

##### 1. 内部管理の状況の概要

- (1) 当社は、私設取引システム(PTS)の運営業者としての社会的責任を認識し、法令諸規則を遵守した業務活動の遂行を確保するために、内部管理体制の強化及び拡充を図っております。すなわち、法令遵守及び倫理的行動が当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを「内部統制システムにおける基本方針」によって明確にし、全役職員のコンプライアンス確保、リスク管理、および監査役への報告等が有効且つ確実に行われるための管理方針を定めております。
- (2) 日常の業務管理を行う部署として監理部を設け、コンプライアンスに関する助言、指導、規程類の改正、研修等を行い、法令違反の未然防止に努めております。売買取引の管理を行う部署として売買管理部を設け、PTSの公平で公正な運営のための売買管理、不公正な取引に関する監視業務、内部者取引未然防止のための情報管理等を行っております。
- (3) 営業責任者、内部管理責任者を配置し、日々の業務の中で法令諸規則を遵守した業務活動が行われているかを監視しており、内部管理統括責任者が当社全体の内部管理体制の指揮・監督を行っております。
- (4) コンプライアンス実現のための年間計画としてコンプライアンス・プログラムを作成し、これらを実践することによりコンプライアンスの徹底と内部管理の充実を目指しております。

##### 2. 分別管理の状況

###### (1) 金融商品取引法第43条の2の規程に基づく分別管理の状況

###### ① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	平成29年3月31日 現在の金額	平成30年3月31日 現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	-	-
顧客分別金信託額	1	1
期末日現在の顧客分別金必要額	-	-

###### ② 有価証券の分別管理の状況

該当事項はありません。

###### ③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はありません。

###### (2) 金融商品取引法第43条の2の2の規程に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

###### (3) 金融商品取引法第43条の3の規程に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

以上